

2021 年度春学期 横浜国立大学経済支援制度 【日本人学部生（2021 年度 2 年次以下在学者）用】 入学料および授業料の免除・徴収猶予制度申請要項

横浜国立大学では、2021 年度の学部 2 年次以下在学者で下記①～③の申請資格を有する者を対象に、所定の経済支援制度を実施します。

（本要項の対象者：2021 年度に本学の学部 2 年次以下に在学^{※1}する日本人^{※2}正規学生）

申請を希望する者は、本要項の説明に従い、申請書と必要書類を指定期間内に提出してください。

※1 2021 年度に学部 3 年次以上に在学する学生（2021 年度に学部 3 年次以上へ編入学する学生を含む）は、「日本人学部生（2021 年度 3 年次以上在学者）用」の申請要項により、申請を行ってください。

※2 在留資格が「永住者」、「定住者」または「配偶者ビザ」の者も含む。在留資格が「留学」である外国人留学生は、外国人留学生用の申請要項により、申請を行ってください。

【重要】申請資格②または申請資格③による申請希望者について

本要項では、申請資格①（日本学生支援機構（以下、「機構」という）の給付奨学生（国の「高等教育の修学支援新制度」による支援）の授業料等免除・徴収猶予に関する案内を記載しています。

申請資格②（特別の事情による授業料等免除・徴収猶予）または申請資格③（申請資格①・②に該当しない者の授業料等徴収猶予）による申請希望者については、申請に必要な情報や書類を個別に案内します。

この場合の申請に必要な書類は、課税証明書や罹災証明書など、準備に時間を要する書類が含まれます。該当する申請希望者は、申請期限に間に合うよう、スケジュールに余裕を持って学生支援課経済支援係に申し出てください。

【申請資格① 機構の給付奨学生】 国「高等教育の修学支援新制度」（本要項の対象）

対象者：2021 年 4 月入学者で高校等在籍時に機構給付奨学金「予約採用」の申請を行い採用候補者となった者、2021 年度春学期に機構給付奨学金「在学採用」の申請を行う者、または本学へ編入学する前の在籍学校で機構給付奨学金に採用されている者

支援内容：機構の給付奨学生として採用されることにより、授業料と入学料^{【注1】}の減免および給付型奨学金の支援を併せて受けることができます。給付奨学生として採用されなければ、授業料等減免の支援を受けることはできません。

なお、2020 年度に本学で給付奨学生として採用されている者は、改めて本要項による授業料免除の新規申請を行う必要はありません。授業料免除支援の継続手続き（詳細は対象者へ YNU メールにて案内します。）を行ってください。

【注1】 入学料免除の対象者は、2021 年 4 月入学者で、2020 年 4 月以降に給付奨学生としての入学料免除を受けたことがない者に限ります。

【申請資格② 「特別の事情」による申請者】 大学独自制度（本要項の対象外）

対象者：前学期（新入生は、入学した学期の申請に限り、入学前 1 年以内^{【注1】}）において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」^{【注2】}）という者が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害^{【注3】}を受けた場合で、入学料または授業料の納付が著しく困難であると認められる者

支援内容 入学料・授業料の免除：申請に基づき、選考のうえ、入学料（2021 年 4 月入学者に限る）または授業料の全額または一部の額が免除されます。

支援内容 入学料・授業料の徴収猶予：申請に基づき、選考のうえ、入学料（2021 年 4 月入学者に限る）または授業料の納付期限が猶予されます。

備考：申請資格②による申請者に限り、申請資格①による支援（機構給付奨学生への支援）と重複して支援の申請をすることが可能です。

【注1】 前学期とは、2021 年度春学期分申請については 2020 年 10 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの期間です。

入学前 1 年以内とは、2021 年度春学期分申請については 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの期間です。

【注2】 学資負担者は同一世帯内の者であること。

【注3】 風水害等の災害とは、原則日本国内で発生したものと、公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等のとれるものです。

【申請資格③ 申請資格①・②に該当しない、経済的理由による申請者】 大学独自制度（本要項の対象外）

対象者：上記の申請資格①および申請資格②に該当しないが、経済的理由によって入学料または授業料の納付が困難である者

支援内容 入学料・授業料の徴収猶予：申請に基づき、選考のうえ、入学料または授業料の納付期限が猶予されます（入学料または授業料の免除は申請できません。）

I. 制度概要

(1) 申請対象者

- 高等教育の修学支援新制度は、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学部生（外国人留学生を除く）が対象です。細かい申込資格・選考基準については、下記 URL・QR コードの機構ウェブサイト「申込資格・選考基準」から自身で確認してください。

【機構ウェブサイト】申込資格・選考基準：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



(2) 制度概要

- 高等教育の修学支援新制度では、**機構の給付奨学金と大学の授業料等免除が合わせて支援**されます。支援を受けるためには、機構が行う「給付型奨学金」と大学が行う「授業料等免除」にそれぞれ申請をする必要があり、機構が認定する**給付奨学金の支援区分**に応じて、**給付奨学金の支給と入学料*・授業料の免除（免除内容は下記のとおり）を受けることができます。**

給付奨学金支援区分	入学料*・授業料免除種別
第Ⅰ区分	全額免除
第Ⅱ区分	2/3 免除
第Ⅲ区分	1/3 免除
支援対象外	不許可

*入学料免除の対象者は、2021年4月入学者で、2020年4月以降に給付奨学生としての入学料免除を受けたことがない者に限ります。

- 毎年適格認定を行い、支援区分の見直しや学業成績等の基準に関する判定を行います。適格認定の時期は以下のとおりです。

10月頃 適格認定（家計）
家計基準による支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間（家計急変事由が適用されている場合は3か月ごと）の支援区分を決定します。なお、いずれの支援区分にも該当しない場合は支援対象外となり、10月以降の支援（給付奨学金および授業料免除）が止まります。次年度の見直しの際に再度いずれかの支援区分に該当した場合、支援が再開されます。
4月頃 適格認定（学業等）
学業成績などの基準に関する判定を行います。適格認定は「廃止（返還）」「廃止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。この区分および措置については給付奨学金と同様となります。判定の結果、「廃止（返還）」および「廃止」と認定された場合は支援が打ち切れ、状況によっては、事由が発生した年度の始期にさかのぼって、すでに支援を受けた授業料の額を納付しなければならない場合があります。また、警告を連続で受けた場合にも支援が打ち切られることがあります。

適格認定の基準については、どちらも給付奨学金にて定めている基準と同様です。

II.申請受付

申請書類に必要な事項を記入のうえ、必要な証明書類を添えて、下記の受付期間内に提出してください。

(1) 入学料免除・徴収猶予

申請方法	申請受付期間	受付場所
窓口申請	合格者発表後 ～ 入学手続き期間内 (土日祝除く 8:30～12:45/13:45～17:00) ※ 入学手続きに間に合うように申請してください。前期・後期試験合格者は、入学手続き期間最終日の1日前(土日祝の場合はその前日)が締切になります。最終日の申請では入学手続きに間に合いませんので注意してください。	学生支援課 経済支援係 (学生センター2階)
郵送申請	合格者発表後 ～ 入学手続き期間内 (土日祝除く 8:30～12:45/13:45～17:00) ※ 入学手続きに間に合うように申請してください。前期・後期試験合格者は、入学手続き期間最終日の1日前(土日祝の場合はその前日)が締切になります。最終日の申請では入学手続きに間に合いませんので注意してください。	次ページ «郵送申請について» に従って送付してください

- ・ 入学料免除・徴収猶予の申請は、上記期間のみです。受付期間終了後の申請はできません。
- ・ 学部へ入学する者の入学料免除は、申請資格①(機構の給付奨学生(本学入学後の申請予定者を含む))、または申請資格②(入学前の1年間に「特別の事情」(p.1参照)に該当する事由があった者)に該当する者のみ、申請することができます。(入学料徴収猶予については、上記以外の学部入学生も申請可能です。)
- ・ 郵送申請の場合は、申請書類の発送前に「メールによる入学料免除・徴収猶予の事前申請」を行ってください。メールによる事前申請の詳しい案内は、入学手続き書類を参照してください。
- ・ 入学料を支払ってしまうと、原則として入学料免除または徴収猶予の申請はできません。ただし、機構給付奨学金の申請者(予定を含む)が誤って入学料を納付してしまった場合は、速やかに経済支援係にご連絡ください。
- ・ 入学手続きの際、入学料の支払いを証明する「振替払込受付証明書」が必要となりますが、入学料免除・徴収猶予の申請をした方へは、「振替払込受付証明書」に代わる書類として「申請証明書」をお渡しします。申請を行った場合は、必ず他の入学手続き書類と併せて「申請証明書」を入学手続きの担当係に提出してください。(メールによる事前申請を行った場合は、「申請証明書」の代わりに「メールによる入学料免除等の事前申請を行った」旨を記載した紙(様式自由)を入学手続き書類と同封して入学手続きの担当係に提出してください。)
- ・ 入学料免除・徴収猶予の正式な決定が出る前に入学を辞退すると、入学料の納付義務が生じます。(ただし、本学の「後期日程」合格者で、他大学の前期日程追試験に合格したことにより本学への入学を辞退する者に限り、特例として入学料を納付せずに入学金を返還することができます。この特例措置に関する詳細は、「一般選抜 入学手続等の手続き」P.3をご確認ください。)

(2) 授業料免除・徴収猶予

申請方法	申請受付期間	受付場所
窓口申請	申請書類公開後 ～ 2021年4月9日(金) (土日祝除く 8:30～12:45/13:45～17:00)	学生支援課 経済支援係 (学生センター2階)
郵送申請	申請書類公開後 ～ 2021年4月9日(金) 消印有効	次ページ «郵送申請について» に従って送付してください

- ・ 授業料免除・徴収猶予の申請は、上記期間のみです。受付期間終了後の申請はできません。ただし、条件を満たす一部の対象者に限り、特別に申請受付を行うことがあります。詳細は次ページ「申請受付期間終了後の特別対応」を確認ください。
- ・ 例年、受付期間の終了日に近くなると、窓口が大変混み合います。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口にて申請をする場合は、可能な限り期限よりも早めに申請書類を提出してください。(申請書類の提出が期限間際となってしまう場合は、郵送申請を強く推奨します。)
- ・ 窓口申請の場合、必ず入構する前に「大学への入構届」を下記URL・QRコードの入力フォームより提出してください。代理人による持参も可能です。また、今後の感染症の流行状況によっては、窓口申請を中止する場合があります。

【大学への入構届】入力フォームURL・QRコード：

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=N_KtkmBGSEmCcJ-q9IV0KSGz0myMmx1IreBl8zsTTotURjRkVtUyWkpTNk9IRldFMFRMVkczTDNNVY4u



《郵送申請について》

入学料および授業料免除・徴収猶予は、郵送による申請も受け付けます。郵送申請をする場合は、以下の締切までに「レターパックライト（370円）」で下記住所に必要な書類（下記①）を送付してください。なお、**郵送により入学料免除・徴収猶予に申請する場合は、郵便事情により申請書類期限までに届かず入学手続きが完了されない事態を避けるため、申請書類の発送前に必ず「メールによる入学料免除・徴収猶予の事前申請」を行ってください。**メールによる事前申請の詳細な案内は、入学手続書類を参照してください。

- 郵送申請締切：【**入学料：メールによる事前申請**を行った際の受信確認メールにて通知します。】

【**授業料：2021年4月9日（金）消印有効**】

- 必要書類：申請書類3点（①様式1、②A様式1、③給付奨学金の申請状況等確認書類）
- 送付先：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-8

横浜国立大学 学生支援課経済支援係 「授業料免除等申請」宛

注意1：「レターパックライト（370円）」は、お近くの郵便局やコンビニエンスストア等で購入できます。

注意2：「普通郵便」での送付、および消印の日付が期限を過ぎている申請書類については、「申請無効」とします。

注意3：郵送申請の場合、窓口での受付書（本人控）の返却にかえて、経済支援係が郵送申請の受付完了メールを送信しますので、このメールを本人控えとして保管してください。

申請受付期間終了後の特別対応

申請受付期間終了後、下記の対象者に限り、追加の手続きを行うことを条件として、特別に申請の受付を行うことがあります。該当する者は速やかに経済支援係に申し出てください。（この特別対応は、機構給付奨学金「在学採用」の受付期間が終了するまで可能です。「在学採用」の受付期間終了後は、下記の「対象者②（特別の事情による申請）」に該当する者のみ、申請受付を行うことがあります。）

対象者：①機構給付奨学金の支援対象であることが、[機構のウェブサイト「進学資金シミュレーター」](#)の「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」結果画面にて確認することができ、かつ「在学採用」の申請を期限までに行った者

- ②「特別の事情による申請」（p.1参照）に該当する事柄があった者
- ③高校等在籍時に機構給付奨学金「予約採用」の申請を行い採用候補者となった者
- ④本学へ編入学する前の在籍学校で機構給付奨学金に採用されている者

追加手続：Ⅰ 通常の申請期限を大きく過ぎてから授業料免除の申請を行う場合は、春学期授業料が引き落とされる可能性があるため、6月11日（金）までに登録している授業料引落口座について、半期分授業料の金額（267,900円）が入金されていない状態とする。難しい場合は、速やかに経済支援係に連絡すること。

Ⅱ（2021年4月入学者で給付奨学生としての入学料免除・徴収猶予に申請する者のみ対象）入学料を既に払い込んでいる場合は、入学料の返還に関する必要書類を提出する。

Ⅲ. 提出書類 (全員提出)

- (1) 提出書類チェックリスト・受付書 (本人控) [様式1]
- (2) 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A 様式1)
- (3) 給付奨学金の申請状況等確認書類 (下記 (3-1) ~ (3-3) のうち、いずれか1つの書類を提出)

(3-1) 高校等で給付奨学金「予約採用」の申請を行った者

→ 機構からの「採用候補者決定通知」のコピー

(3-2) 本学で給付奨学金「在学採用」の申請を行う者 (予定を含む)

→ [機構ウェブサイト「進学資金シミュレーター」](#)の「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)」結果を印刷したもの

(3-3) 本学へ編入学する前の在籍学校で給付奨学金に採用されている者

→ 機構「給付奨学生証」のコピー

※ **機構の給付奨学生として、大学の授業料等免除に申請するためには、給付奨学金の申請を行う必要があります。**申請に必要な書類や手続きに関する情報は、[学生支援課ウェブサイト](#)または経済支援係窓口で確認してください。なお、高校等在籍時に「予約採用」の申請を行った方、本学入学後に「在学採用」の申請を行う方では、必要な書類や手続きが異なってきますので、ご注意ください。

Ⅳ. 選考結果の発表日・発表方法・納付期限等

※個人情報保護のため、掲示による発表は行っていません。また、電話による結果の確認依頼には、対応できません。機構給付奨学金の申請者には、個別に結果を通知する予定です。「[学生情報システム](#)」での確認が出来ない場合は、申請者本人が学生証を持参のうえ、学生支援課経済支援係窓口にお越しいただくか、申請者本人のYNUメールアドレスを使用し、学生証を撮影した画像を添付したうえで、選考結果の開示を希望する旨のメールを学生支援課経済支援係(gakusei.keizai@ynu.ac.jp)へ送信してください。

申請名称	発表日 (予定)	発表方法	納付期限/口座引落日について
入学料免除 ・ 徴収猶予	7月30日 (金)	「学生情報システム」 (各自のIDとパスワードでログインして確認ください)	<ul style="list-style-type: none"> ●免除結果が「全額免除」の者 → 入学料の納付は必要ありません。 ●免除結果が「2/3 免除」「1/3 免除」「不許可」の者で、 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予結果が「不許可」の者 →2021年8月27日 (金) までに、納付すべき入学料を納付。 ・徴収猶予結果が「許可」の者 →2021年9月24日 (金) までに、納付すべき入学料を納付。 <p>納付方法：振込にて納付 (振込先などの詳細は該当者へ別途お知らせします。)</p>
(春学期分) 授業料免除 ・ 徴収猶予	7月30日 (金)	※新入生の方へ「学生情報システム」は、入学後に使用できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●免除結果が「全額免除」の者 → 授業料の引落しはありません。 ●免除結果が「2/3 免除」「1/3 免除」「不許可」の者で、 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予結果が「不許可」の者 →2021年8月27日 (金) に口座引落 ・徴収猶予結果が「許可」の者 →2021年9月13日 (月) に口座引落 <p>納付方法：登録口座からの自動引落</p>
(秋学期分) 授業料免除 ・ 徴収猶予	12月22日 (水)	 学生情報システム QRコード	<ul style="list-style-type: none"> ●免除結果が「全額免除」の者 → 授業料の引落しはありません。 ●免除結果が「2/3 免除」「1/3 免除」「不許可」の者で、 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予結果が「不許可」の者 →2022年1月27日 (木) に口座引落 ・徴収猶予結果が「許可」の者 →2022年2月28日 (月) に口座引落 <p>※春学期と秋学期で結果が異なる場合があります。納付方法：登録口座からの自動引落</p>

※ 発表日は予定です。状況によって変更になる場合もあります。変更する場合は、[学生支援課ウェブサイト](#)等でお知らせします。

※ **所定の期日までに入学料/授業料の納付がない場合、「除籍」になりますので、必ず納付期限を守ってください。**

※ 申請内容および提出書類に虚偽の事実が判明した場合、免除決定後でも免除の許可を取り消します。また、懲戒処分を受けた場合など、学則違反の事実が判明した場合は、免除決定後でも免除の許可を取り消します。

※ 入学料と授業料では、納付方法が異なりますので注意してください。

※ 申請した学生は、審査の結果が発表されるまでは全員、入学料または授業料の徴収が猶予されます。通常の引落日には、授業料の引落しはありません。

◎ **審査の結果によって、支払いが必要になる場合があります。その場合に備え、必要な金額および納付期限を確認しておいてください。**

V. 採用後の提出書類（給付奨学生として授業料免除を受ける者は全員提出）

・ 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A 様式 2）

※提出期間および様式については、機構の給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）の支援対象者が決定した後、提出が必要な者に対して YNU メールにて連絡します。

注意事項

- ① 提出された書類の閲覧・貸出・返却はいたしませんので、自分用のコピーが必要な場合は、提出前に取っておいてください。
- ② 虚偽の内容を申告した場合、学則違反の事実が判明した場合は、「申請無効」になります。結果発表後に、その事実が判明した場合も、「申請無効」により、結果取消となります。
- ③ 不足書類・追加書類や確認事項がある場合に、学生支援課経済支援係から連絡する場合があります。

※在学学生は、原則「YNU メールアドレス」宛に連絡します。新入生も、入学後は「YNU メールアドレス」宛に連絡します。

「YNU メールアドレス」の受信が確認できるようにしておいてください。携帯電話への受信設定・転送設定も可能です。設定についての詳細は、[「横浜国立大学情報基盤センター」のウェブサイト](#)で確認してください。

また、「045-339-」から着信があった場合は、必ず折り返し連絡してください。

連絡がつかない場合、内容によっては「申請無効」となります。

- ④ 受付期間終了後に、「家計支持者の死亡」「風水害等特別の事情」に該当する事由が生じ、授業料の支払いが困難になった場合は、学生支援課経済支援係までお問い合わせください。
- ⑤ 申請にあたり、ご提出いただいた書類に記載されている情報は、選考のために利用され、その他の目的には利用されません。

横浜国立大学 学務部学生支援課 経済支援係（学生センター2階 ①窓口）

住 所： 〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8
横浜国立大学 学生支援課 経済支援係 授業料免除担当

T E L： 045-339-3113 / F A X： 045-339-3119

E-MAIL： gakusei.keizai@ynu.ac.jp

U R L： <http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/>

窓口時間： 土日祝および下記期間除く 8:30~12:45/13:45~17:00
・夏季休業期間（2021年8月12日~8月18日）